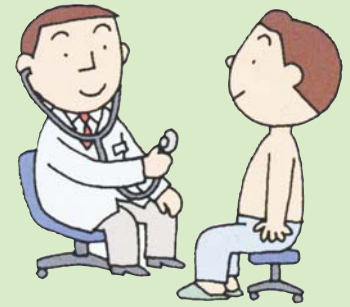


今回は、これまでの「基本健診」が、「特定健診」と「特定保健指導」にかわることをお知らせしました。「特定健診」は、気づかないメタボリックシンドロームを見つける健診で、保健指導が前提の健診です。
今回は、「特定保健指導」についてお知らせします。



特定健診・特定保健指導の流れ

1 特定健診

基本的な健診
(問診+基本的な検査)

+

くわしい健診
(健診時医師が必要と判断した人のみ)

結果に応じて

2 判定・結果通知

生活習慣改善の必要レベルを3段階に分けて判定・通知します。

生活習慣改善の必要性が
低い人

生活習慣改善の必要性が
中程度の人

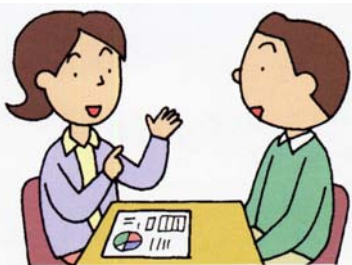
生活習慣改善の必要性が
高い人

情報提供

健診結果から、現在の健康状態を知り、健康的な生活をおくるための生活習慣の見直しや改善に役立つ情報を提供します。

3 特定保健指導

生活習慣改善の実践と検査値改善をめざして医師 保健師 栄養士などからより具体的なアドバイスをします。



④ 健診をうけた方で高血圧症、糖尿病、高脂血症などで服薬中の方は、保健指導の対象とはなりません。

動機づけ支援

原則1回の保健指導

メタボリックシンドロームのリスク(危険性)が出始めた人が対象になります。自分の生活習慣の改善点に気づき自分で目標を設定して、それを行動に移すために必要なアドバイスを行います。

(例:個別支援・グループ支援・電話など)

積極的支援

3~6カ月の継続的な保健指導

メタボリックシンドロームのリスクが2項目以上あてはまる人が対象になります。自分の生活習慣を改善するため実践できる目標を設定し、継続的に実行するために必要なアドバイスを行います。

(例:個別支援・グループ支援など)

次号で「健(検)診日程」をお知らせします。